

資格取得支援制度

医療保健福祉に関連する資格取得希望者に対し、資格取得に係る費用について法人が全額を一括支給し、資格取得後、給与から天引きを行う。

※更に資格取得後（証明書要提出）、資格取得祝い金として5千円を現金支給し、12ヶ月後に資格行使お礼金として1万円を給与支給する。

●対象者

全職員（正職員、臨時職員、嘱託職員、パート職員）

●対象資格

介護福祉士、実務者研修、介護職員初任者研修、介護支援専門員、社会福祉士、社会福祉主事任用、調理師、介護事務管理士

●申込方法

資格取得に係る費用が記載されている請求書等を事務局へ提出する。

●返済方法

一括又は分割に12ヶ月以内に現金又は給与天引きにて返済する。

※完済前に退職することになった場合は、差額分をまとめて現金又は給与天引きにて返済する。

就職祝い金制度

【要件】

職員（再入職者含む※２）・・・看護・介護職員（総額：４万円）

その他職員（総額：２万円）

※２：就職祝い金は、１人１回のみ支給となります。

※週３２時間以上勤務可能な方が対象となります。

※人材紹介及び人材派遣による入職の場合は支給対象外となります。

入職後、実質勤務日数１ヶ月経過後に、就職祝い金として１万円を現金支給する。

入職６ヶ月後、更にプラス１万円を現金支給する。看護と介護については入職１２ヶ月後、更に２万円を現金支給する。

制度期限として、毎年度末に検討して実施の有無を検討する。※但し、年度途中でも職員充足率等により改定する場合があります。

職員紹介報奨金及び就職祝い金制度

職員を紹介された職員、入職された職員に報奨金を現金支給制度に適用いたします。

※この規定は、週32時間以上勤務可能な方を直接紹介し、なお且つ採用に至った場合について報奨金の対象となります。

【職員紹介報奨金】

★職員紹介(退職者含む※1・・・看護・介護職員(総額:5万円)/その他職員(総額:3万円)

※1:職員紹介報奨金は、1人1回のみ支給となります。

【要件】

支給日は、紹介した職員が入職した日から2ヶ月毎に3回に分けて現金支給する。

紹介した職員又は、紹介された職員が支給対象期間中に退職した際には、その時点で支給終了とする。

【内訳】

看護・介護

入職日から2ヶ月後(1万円)/入職日から4ヶ月後(1万円)/入職日から6ヶ月後(1万円)

入職日から9ヶ月後(1万円)/入職日から12ヶ月後(1万円)

その他職員

入職日から2ヶ月後(1万円)/入職日から4ヶ月後(1万円)/入職日から6ヶ月後(1万円)

【就職祝い金】

職員(再入職者含む※2)・・・看護・介護職員(総額:4万円)/その他職員(総額:2万円)

※2:就職祝い金は、1人1回のみ支給となります。

※週32時間以上勤務可能な方が対象となります。

※人材紹介及び人材派遣による入職の場合は支給対象外となります。

【要件】

入職後、実質勤務日数1ヶ月経過後に、就職祝い金として1万円を現金支給する。

入職6ヶ月後、更にプラス1万円を現金支給する。看護と介護については入職12ヶ月後、更に2万円を現金支給する。

制度期限として、毎年度末に検討して実施の有無を検討する。※但し、年度途中でも職員充足率等により改定する場合があります。